

## 旅館等雇用対策貸付のご案内

### 耐震改修中の従業員への賃金支払に利用できます

#### 1 融資対象者

次の(1)(2)のいずれにも該当する中小企業者

- (1) 県内で旅館業（旅館又はホテル）を営む方
- (2) 旅館等県内宿泊施設を、兵庫県耐震改修促進計画に基づく多数利用建築物（概ね3階以上かつ1,000㎡以上）として耐震改修を行う方

#### 2 融資条件

融資限度額	2億円
融資利率	年0.15%（固定利率）
融資期間	7年以内（うち据置1年以内）
資金使途	耐震改修中の休業期間に対応する従業員への賃金支払費用
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる（第三者保証人不要）
信用保証	必要に応じて保証を付ける 保証料軽減措置（基準料率から2割軽減）を受けることができます。

#### 3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

#### 4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

#### 5 その他

耐震改修の設備資金には、防災設備促進貸付（知事特認）を利用できます。

資金使途：兵庫県耐震改修促進計画に基づく多数利用建築物の耐震診断・補強設計・

耐震改修限度額：15億円 / 融資利率：年0.45% / 融資期間：15年（うち据置2年）

保証料軽減措置（基準料率から2割軽減）を受けることができます。

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。